

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 号
2 0 1 3 年 7 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「モルタル片等の落下」に関する申し入れ

報道及び J R 東海 H P によると、本年 6 月 2 9 日 7 時 1 5 分頃、東海道新幹線・京都駅～新大阪駅間において、高架橋下に高架橋の木製目地材並びにモルタル片の落下が発見されたことが明らかにされている。また、7 月 2 日 1 4 時 1 5 分頃、東海道新幹線・米原駅～京都駅間の高架橋下にモルタル片の落下が発見されている。

かかる事態による負傷者等は運良く発生していないが、どちらも発見者が沿線の住民であることや、J R 東海において事前に発見、又は、発生以前に対処できていない事など重大な問題である。また、労働組合への説明も一切ない。安全、労働組合軽視であり東海道新幹線の安全性に対する信頼・信用を揺るがしかねない重大な事態と考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. かかる事態について、労働組合への説明が一切なかったことに対し強く抗議する。なぜ労働組合への説明を一切行わなかったのか明らかにすること。
2. 6 月 2 9 日および 7 月 2 日に発生した事象に対する J R 東海会社の見解をそれぞれ明らかにすること。
3. 6 月 2 9 日および 7 月 2 日に発生した事象の詳細で J R 東海 H P で公開されている事柄以外に明らかになった事柄があれば明らかにすること。
4. 今回発生した事象の原因について、いずれも「推定」として発表されているが、調査中ではなく「推定」で発表した理由を明らかにすること。またその後において原因を査したのか、原因は特定できたのか明らかにすること。
5. 今回の事象が発生した個所と同じ仕様の構造物についての点検は行ったのか明らかにすること。行っていないとすれば早急に全数点検を行うこと。また点検を行っていればその結果について明らかにすること。
6. 再発防止対策について明らかにすること。

以上